

第1章 計画の趣旨

- 1 地域福祉保健計画について
- 2 計画の位置づけ

1 地域福祉保健計画について

(1) 人口減少・超高齢社会の到来と、複合化・複雑化する生活課題

- ・ 横浜市は国内最大の基礎自治体ですが、人口は2021年をピークに減少に転じており、今後は特に85歳以上の高齢者が急増するなど、人口減少・超高齢社会を迎えることとなります。
- ・ 一方で、近年では、80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支えるといったいわゆる「8050問題」や、親の介護と育児などが同時進行となる「ダブルケア」、本来大人が担うことが想定されている家族の介護やケア、家事などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」の問題など、複数の分野にまたがる「複合化・複雑化した生活課題」を抱える人たちの存在が浮き彫りになっています。
- ・ 地域における住民相互の「つながり」が徐々に希薄化している中で、様々な生活課題を抱える人が誰にも相談できずに孤立し、問題が深刻化してしまうケースも珍しくありません。

(2) 地域共生社会の実現と「地域福祉計画」

- ・ そのような中、地域で暮らす人々が様々な生活課題を抱えながらも、地域住民や地域の多様な主体が互いに「つながり」、「支えあう」ことで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- ・ 地域共生社会の実現に向けては、地域課題の解決力の強化のため、2018年(平成30年)施行の改正社会福祉法により、それまで「任意」であった地域福祉計画の策定が「努力義務」となりました。

(3) 横浜市の地域福祉保健計画

- ・ 横浜市の地域福祉計画は、2004年度(平成16年度)に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。
- ・ さらに、第3期計画からは、横浜市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、市と市社協の取組を一体的に推進しています。

<地域福祉保健計画の推進の経緯>

計画	主な特徴
第1期 横浜市地域福祉計画 (2004～2008年度)	・ 社会福祉法改正を踏まえ、市及び全区で地域福祉計画を策定
第2期 横浜市地域福祉保健計画 (2009～2013年度)	・ 全区で地区別計画を策定 ・ 福祉と保健の取組の一体的な推進 ・ 地域福祉保健計画に名称変更
第3期 横浜市地域福祉保健計画 (2014～2018年度)	・ 市社協の地域福祉活動計画と一体化、連携して推進
第4期 横浜市地域福祉保健計画 (2019～2023年度)	・ 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携

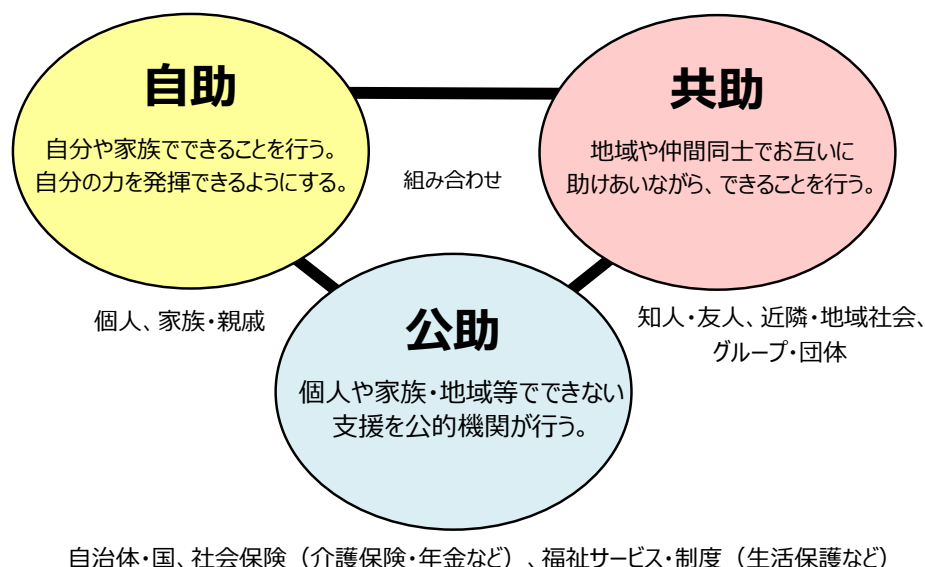
- ・ 地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、ひとりでは解決できないことをお互いに助けあう「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。
- ・ 地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連づけながら総合的に取組を進めていきます。

<自助・共助・公助の定義について>

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助けあいながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。



(5) 地域福祉保健計画の策定の趣旨

- ・ 地域福祉保健計画の策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化し、合意形成を図りながら推進していくことにあります。
- ・ 計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、より良いまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。
- ・ 地域住民や地域の多様な主体が互いにつながり、支えあう地域共生社会の実現に向けて、地域に暮らす一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持ち、地域福祉保健の推進に取り組んでいくことが重要です。

(6) 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間です。

<市計画・区計画の計画期間>

	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
市計画		第1期				第2期					第3期						
区計画		第1期 ※1				第2期					第3期						
			第1期 ※2			第2期											
	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
市計画		第4期				第5期											
区計画		第3期			第4期				第5期								
			※3														

※1 鶴見／神奈川／西／南／青葉／栄／泉

※2 中／港南／保土ヶ谷／旭／磯子／金沢／港北／緑／都筑／戸塚／瀬谷

※3 コロナ禍の影響により第4期計画策定期間を1年延長

2 計画の位置づけ

(1) 「横浜市中期計画 2022～2025」との関係

～「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に向けて～

- ・ 本市では、令和4年度に策定した中期計画 2022～2025 において、2040 年頃のありたい姿として、横浜に関わる人・企業・団体の皆様と共有する指針となる「共にめざす都市像『明日をひらく都市 OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA』」を掲げました。
- ・ その実現に向けた 10 年程度の取組の方向性として、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、中期計画の核に据えています。
- ・ この基本戦略では5つのテーマを掲げ、子育て世代への直接支援に加えて、地域コミュニティや経済活性化、まちづくりなど、様々な施策分野を連携させることで、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環を生み出し、横浜の魅力を総合的に高めていくことを目指しています。
- ・ 横浜市地域福祉保健計画は、基本戦略の推進にあたって主にテーマ 02:コミュニティ・生活環境づくり「未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち」の実現に向け、互いに支えあい誰もが自分らしく活躍できる地域づくりなどを推進する計画として位置づけられています。
- ・ 横浜市地域福祉保健計画の推進を通じて、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境を醸成し、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指します。



参考:SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs(エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016年から2030年までの国際目標です。
- SDGsでは「誰一人として取り残さない」を基本理念に、環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決し持続可能な世界を実現するため、17の目標が掲げられています。
- 「横浜市中期計画2022~2025」では、国から選定を受けた「SDGs未来都市」として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいくこととしています。
- SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。「誰一人取り残さない」という考えは、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはま」の実現という、本計画が掲げる理念にも当てはまるものです。
- また、SDGsは、「インクルーシブ社会(多様性を認め、尊重しあい、共に支えあうことができる社会)」の考え方と共通し、「地域共生社会」の実現を目指すことにもつながります。
- そのため、横浜市地域福祉保健計画の推進にあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域住民や地域の多様な主体の連携・協働によって、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

<SDGsの目標のアイコンとロゴ>

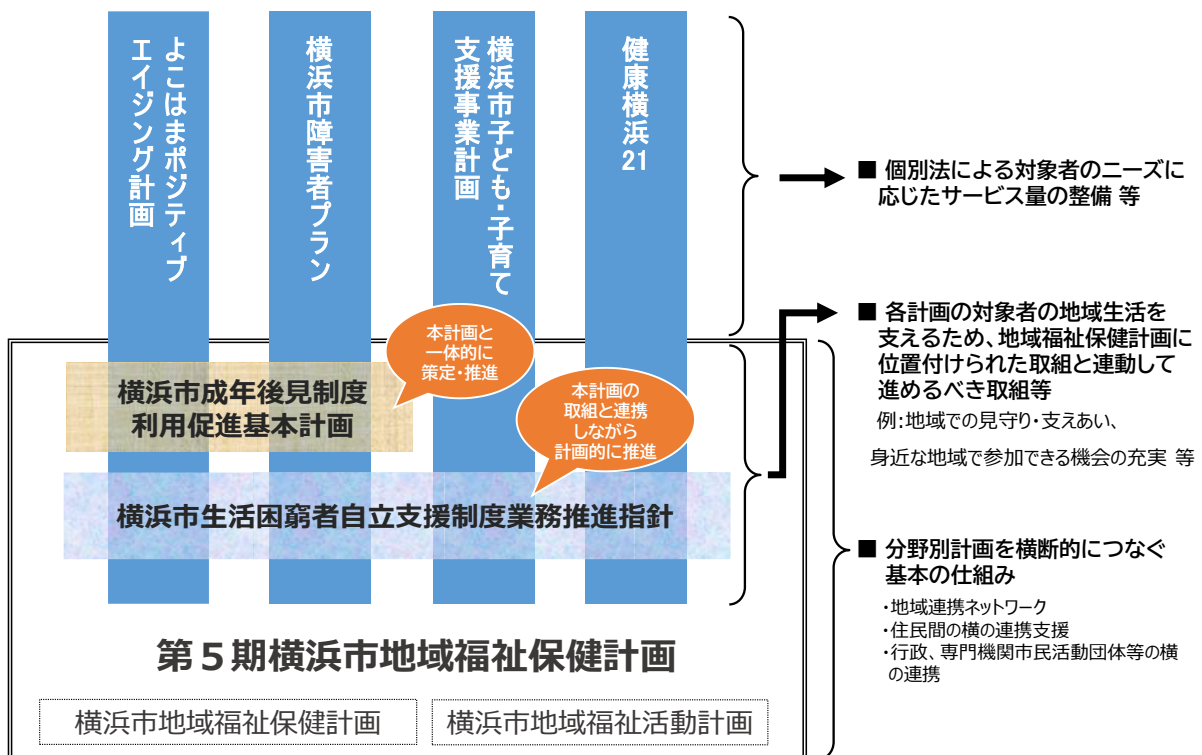
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係

- ・ 地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害のある人、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び支援機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。
- ・ 分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と連動して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。
- ・ なお、横浜市成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置づけ、一体的に策定し推進します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であるため、生活困窮者自立支援方策を地域福祉保健計画の中に位置づけて取り組むこと、とされています(市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について(平成26年3月27日社援発0327第13号))。
- ・ 横浜市では、本制度の基本理念と方向性を計画で示し、より具体的な事項については、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」に示すことで計画的に推進していきます。

<主な福祉保健の分野別計画との関係>



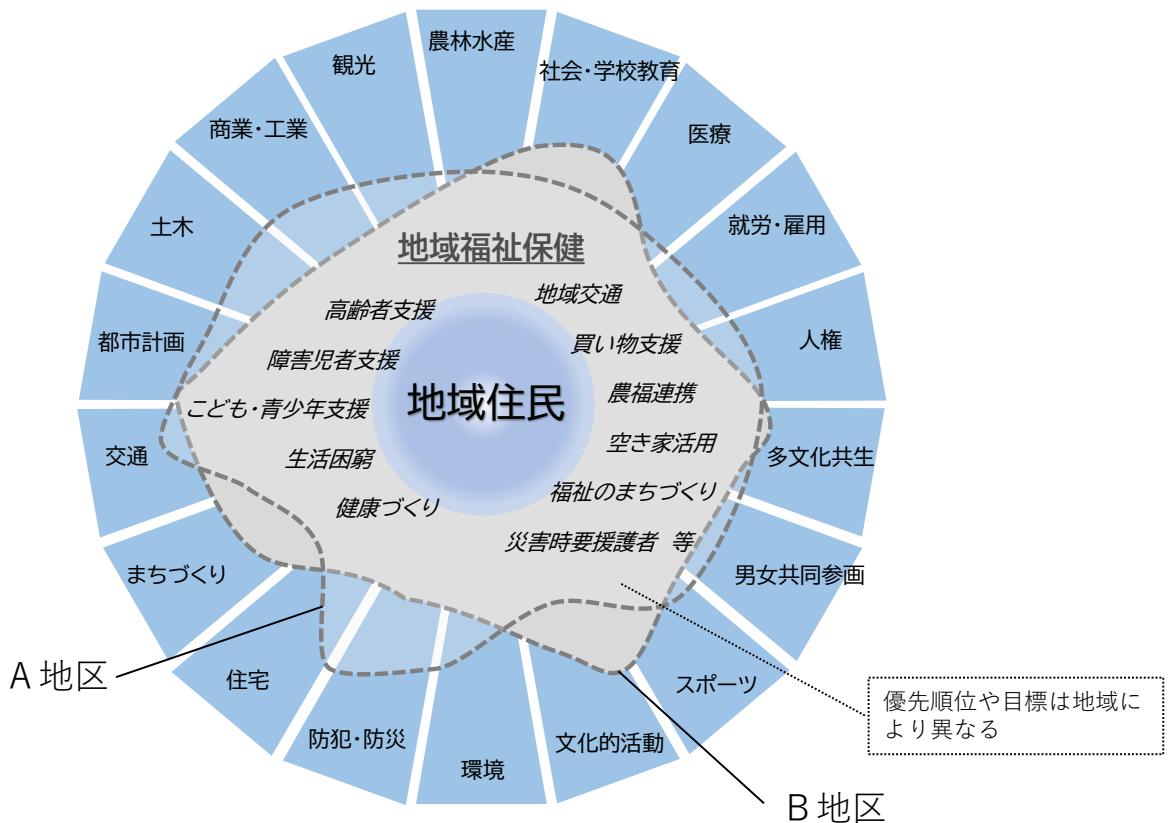
【地域福祉保健計画に関する計画】

- ・横浜市自殺対策計画 ・横浜市子どもの貧困対策に関する計画
- ・横浜市教育振興基本計画 ・横浜市再犯防止推進計画 ・横浜市人権施策基本指針

<横浜市地域福祉保健計画と他分野の関係性>

- ・ 地域で起きる様々な困りごと(地域課題)は、視点によっては都市計画や交通問題等、全ての分野が地域福祉保健(計画)の対象となります。
- ・ 例えば、ごみの分別ができていないという「環境」の課題が、ルールを守らないというマナー違反によって発生している場合もあれば、認知症等によりルールが認知・実行できない高齢者が多いという場合もあり、これは地域福祉保健の視点でみることもできます。
- ・ また、バスが減便され困っているという「交通」の課題も、地域交通のネットワークの視点で考える場合もあれば、それによって買い物や通院が困難になるということについては、地域福祉保健の視点でみることができます。
- ・ 従来、地域福祉保健が担ってきた住民と協働して課題を解決するという方法を、環境問題や地域のまちづくりでも推進していくために、様々な分野の施策が連携して地域の生活課題を解決する姿勢が大切です。
- ・ ただし、地域の課題の状況は各区・各地区により異なるため、地域福祉保健計画に取り上げる課題の優先順位や目標は、地域により異なります。

<関係性のイメージ図>



関連計画トピックス:よこはまポジティブエイジング計画(第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画) 2024年度~2026年度

○ 基本目標

ポジティブ エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる

「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

○ 主な取組

・高齢者に関する保健福祉事業

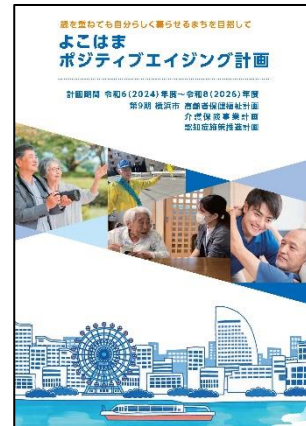
…高齢者の介護予防・社会参加・生活支援の推進 等

・介護保険制度の円滑な実施

…介護サービスの充実、施設・住まいの整備、介護人材の確保

・質の向上 等・認知症施策の推進

…認知症に関する理解促進、認知症の方の社会参加促進、認知症バリアフリーの推進 等



○ 地域福祉保健計画との関係性

高齢者の生活と、それを取り巻く地域を包括的に支える計画として「横浜市地域福祉保健計画」を含む他の関係計画と調和を取りながら進めています。

○ 区アクションプランについて

各区では、日常生活圏域ごとの特性を踏まえた区の方針や重点取組などを「区アクションプラン」として示し、関係者(地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、医療・介護関係者、事業所、自治会町内会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、民間企業等)と共有しながら連携を深め、横浜型地域包括ケアシステムの構築・推進に向けた取組を進めています。

特に、地域の助けあいに関する取組については、地域福祉保健計画の策定・推進により築いてきた、地域との信頼関係や活発な市民活動という横浜の財産を生かし、協働しながら進めています。

～よこはまポジティブエイジング計画と区アクションプランの関係性～

	よこはまポジティブエイジング計画	区アクションプラン
考え方	本市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、中長期的な戦略を示す。	日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえ、区ごとの中長期的な戦略を示す。
位置づけ	法定計画 老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	よこはまポジティブエイジング計画を補足する任意計画

○ **基本目標**

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す

○ **主な取組**

◆様々な生活の場面を支えるもの

◆生活の場面1 住む・暮らす ◆生活の場面2 安全・安心

◆生活の場面3 育む・学ぶ ◆生活の場面4 働く・楽しむ

さらに「地域生活支援拠点」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を、障害児・者を支える基盤整備として別に章立てしてしています。



○ **地域福祉保健計画との関係性**

「第4期横浜市障害者プラン」で掲げている分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に連携して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

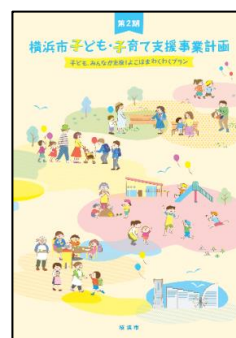
○ **障害について**

障害の種類は、大きく「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」の3つに分けられます。このうち、身体障害には、肢体不自由、視覚や聴覚、心臓や腎臓等の内部機能障害など、様々な障害があります。また、身体障害・知的障害・精神障害という3つの障害に加え、発達障害や強度行動障害、難病や、医療的ケア児・者(日常的に医療的ケアを必要とされる方)などについても、障害者プランでは触れています。同じ種別の障害であっても程度・状態などは人それぞれであり、障害者手帳の有無や障害の種別・等級にかかわらず、障害のある方が自分らしく暮らせる地域をつくっていくことが大切です。

関連計画トピックス:横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン～ 2020年度～2024年度

- **目指すべき姿**
未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」
- **子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる(子ども・青少年への支援)**
 - ・乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
 - ・学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
 - ・若者の自立支援施策の充実
 - ・障害児への支援の充実
- **誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)**
 - ・生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
 - ・地域における子育て支援の充実
 - ・ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止
- **社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)**
 - ・児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
 - ・ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進



関連計画トピックス:第3期健康横浜21 令和6(2024)年度～令和17(2035)年度

- **基本理念「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」**
市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。
- **基本目標「健康寿命の延伸」**
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を延ばします。
- **主な取組**
「栄養・食生活」、「歯・口腔」、「喫煙」、「飲酒」、「運動」、「休養・こころ」、「暮らしの備え」といった個人の行動に関わる「生活習慣の改善に向けた取組」、「健康診査」、「がん検診」、「歯科健診」、「糖尿病等の疾患」といった疾患リスクの早期発見や症状の進行予防に関わる「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」、「食環境づくり」、「給食施設の栄養管理」、「受動喫煙防止対策」、「職場における健康づくり」といった社会環境の整備に関わる「健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり」を推進します。
- **地域福祉保健計画との関係性**
市民の行動目標の一つに「つながりを大切にする」を設定し、人と人のつながりや自身の役割を大切に、楽しみながら健康づくりに取り組む市民が増えることを目指しています。
地域福祉保健計画における「つながりを通じた健康づくりの推進」と調和を取りながら推進します。



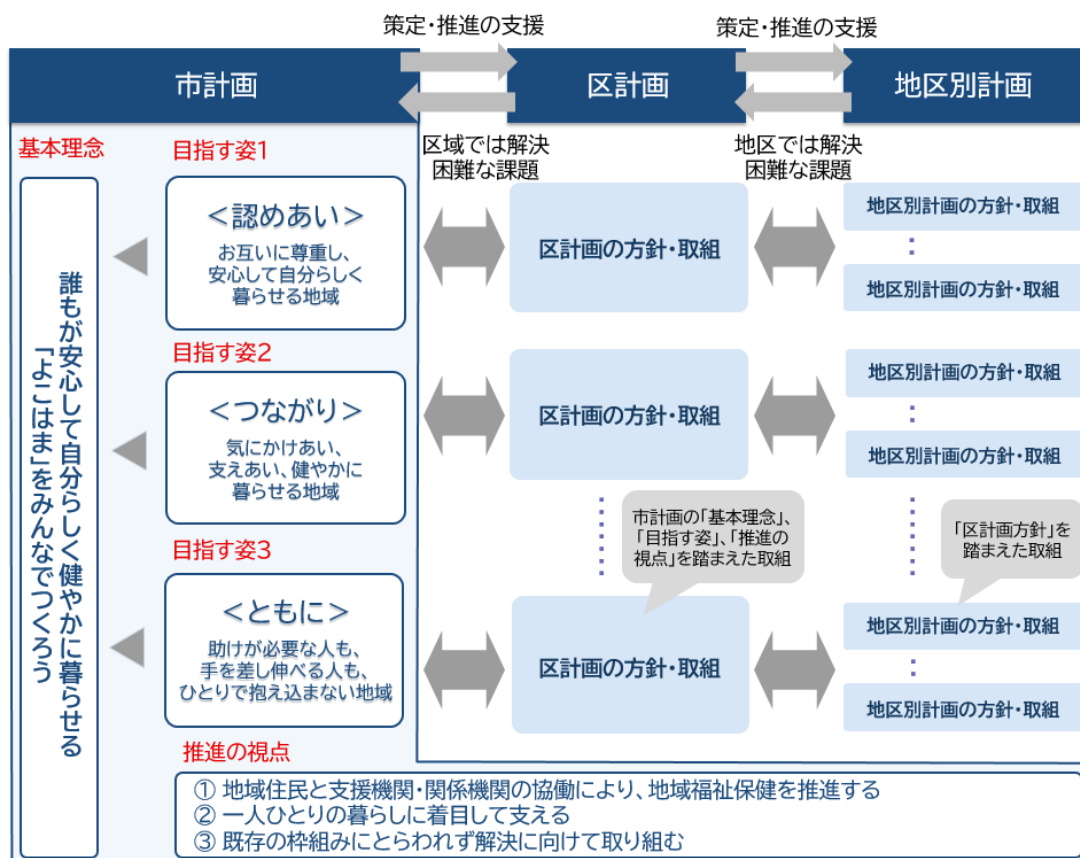
(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係

- ・ 横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画（地区連合町内会単位）で構成しています。
- ・ 政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。
- ・ 市計画では、計画の推進を通じて目指す目標である「基本理念」と、より具体的な方向性である「目指す姿」、計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」を示しています。
- ・ これらは、全市に共通する目標、方向性、考え方であり、市計画は区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。
- ・ 区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。

<市計画・区計画・地区別計画の位置づけと盛り込む内容>

	市計画	区計画		
		区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)	
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 全市域を対象とした計画 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組

<市計画・区計画・地区別計画の関係>



(4) 圏域の考え方

- ・ 横浜市は人口約 370 万人の大都市であり、市内でも地域によって生活上の課題等が異なるため、一律の計画のみでは、課題解決を進める上で十分とはいえない状況にあります。住民が地域生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。
- ・ 地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次のように分けられます。

<地域福祉保健計画における圏域>

	圏域	圏域の考え方
地区別計画	<u>近隣</u> 自治会町内会の班(組)程度	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常生活支援等を行う基礎的な範囲。
	<u>自治会町内会</u> 人口平均 1,300 人程度	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンション等もこの範囲。
	<u>地区連合町内会</u> 人口平均15,000人程度 253 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)を組織し、活動を行っている圏域。
	<u>日常生活圏域(中学校区程度)</u> 人口平均25,000人程度 地域ケアプラザ(146 圏域)	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)等、身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている圏域。
区計画	<u>区域(18区)</u> 人口 10~35 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心にそれぞれの圏域で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
市計画	<u>市域</u> 人口約 370 万人	市全域を対象とした、総合的な地域福祉保健の取組を推進する圏域。